

Kizad、JAFZへの投資

2012年11月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiより提供を受けた「中東エクステンジ・ニュースレター2012年11月号」に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107 - 6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel:03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



HERBERT
SMITH
FREEHILLS

- ・ はじめに
- ・ **Kizad**
- ・ ジェベル・アリ・フリーゾーン

はじめに

本号の中東エクステンジでは、アブダビとドバイの主なフリーゾーンにあたる、ハリファ工業地区(「**Kizad**」)とジェベル・アリ・フリーゾーン(「**JAFZ**」)の概要を手短に説明し、**Kizad**と**JAFZ**にて設立可能な法人形態について考察をした上で、これらのフリーゾーンに関する近時の動向についても最新情報をお伝えする。

UAEには24を超えるフリーゾーンがあり、UAEのフリーゾーンで事業展開をする場合には、100%外国資本による会社の所有、低コストの事業環境、資本および利益の全額の本国への送金、輸入税・輸出税・法人税および所得税の免除など、数多くの優遇措置の恩恵を享受することができる。これらのメリットに加え、出来合いの事務所、工場、倉庫も用意されており、開業やライセンス取得の手続きも容易である。これに対してフリーゾーン外で会社を設立する場合には、ローカル・スポンサーが必要であり、外国資本による出資比率にも49%の上限が定められている。

Kizad

アブダビ港湾公社(「**ADPC**」)が運営する**Kizad**は、アブダビ内に417平方キロメートルの敷地を擁し、最先端の設備を備えた港湾に隣接している。**Kizad**では、以下をはじめとする活動を行うことができる。

- ・ アルミ (Emalのアルミ精錬所によって支えられている)
- ・ 金属工業製品業
- ・ 石油化学工業・化学工業
- ・ 医薬品業・ヘルスケア
- ・ 機械工業
- ・ 食品業

Kizadは二つの地理的区域に分かれている。エリアAは上記の産業活動等に使用され、投資家はここで自らプロジェクトを構築し、所有し、運営することができる。エリアBは、専用の倉庫や労働者の住環境を提供するためにある。

Kizadーフリーゾーンを包含する投資地区

アブダビでは、投資地区 (Investment Areas) を除き、法により土地の所有と土地に対する長期的な権益を取得できる者が、UAE国民およびUAE国民が100%所有する会社、ならびに執行評議会 (Executive Council) の決議により

特定された個人、会社および事業体に限定されている。投資地区は、外国人が特定の財産権を取得できる地区として、執行評議会により指定されている。アブダビの投資地区とフリーゾーンは、それぞれ異なる別個の分類である。アブダビのフリーゾーンでは、一定の法人に対する優遇措置や財務上の優遇措置を享受することができるが、（併せて投資地区としての指定も受けていない限り）外国人は当該フリーゾーンにおいて長期的で登記可能な土地に対する権益の取得を認められていない。Kizadは、アブダビで初めてフリーゾーンを包含しながら投資地区としての指定を受けた。

Kizad内で取得できる、長期的で登記可能な土地に対する権益として最も多くの例が見られるのは、ムスタハ（musataha）の権益である。ムスタハ権とは、他人の土地に建物を建築するための権利であり、期間は最長50年間であるが、これを更新により延長することができる。ムスタハ権を取得した者が、自ら開発を手がけた建物の所有者であり、かかる権利を債務の担保に供することができる。

Kizad内に拠点を設立するための選択肢

Kizad内で事業を行うために設立することができる事業体は、以下のとおりである。

- (1) フリーゾーン有限責任会社（フリーゾーン内）
- (2) 支店（フリーゾーン内）
- (3) UAE有限責任会社（フリーゾーン外）

Kizadに設立する有限責任会社には、以下が必要である。

- ・ 2人以上の取締役（人数の上限なし）
- ・ 1人の会社秘書役
- ・ 15万UAEディルハム以上の授權資本

フリーゾーン内の会社は、ADPCが運用する、Kizadの「フリーゾーン内会社の登記に関する規則（Free Zone Company Registration Regulations）」と「事業ライセンスに関する規則（Business Licensing Regulations）」によって規制されている。フリーゾーン外の会社は、UAEの事業会社法によって規制されている。フリーゾーン外の工業ライセンスは、アブダビ法に従って発行される。

フリーゾーン内で取得できるライセンスは、以下のとおりである。

- ・ 工業－原材料の輸入、中間品および／または完成品の製造、加工、組立、梱包および輸出、ならびにその他ADPCより許可・公表されたその他の工業活動を行うためのもの。
- ・ 商業－取得したライセンスで特定されている製品および品目の輸入、輸出、

販売、在庫管理、倉庫保管を含む商業活動、ならびにADPCより許可・公表されたその他の商業活動を行うためのもの。

- ・ サービス—ADPCより許可・公表されたサービス活動を行うためのもの。
- ・ 一時—展示会やその他期間が限定されているイベントのためのもの。

ジェベル・アリ・フリーゾーン

JAFZは1985年に開設されたUAE初のフリーゾーンであり、ドバイ市の南西35キロメートルに位置し、世界最大の人造港を中心として開発が行われている。JAFZは、世界最大級の規模を誇り、最も急速な成長を遂げているフリーゾーンのひとつでもある。48平方キロメートルの面積を有するJAFZはフォーチュン・グローバル500に名を連ねている120超の企業をはじめ、6400を超える会社の本拠地となっている。

JAFZでは、（支店に加えて）以下の三つの形態の法人を設立することができる。

- ・ フリーゾーン・エスタブリッシュメント（Free Zone Establishment）
- ・ フリーゾーン・カンパニー（Free Zone Company）
- ・ オフショア会社（Offshore Company）

フリーゾーン・エスタブリッシュメント（「FZE」）

FZEの主な特徴は、以下のとおりである。

- ・ FZEの株主数は、1人に限定されている。
- ・ FZEは、有限責任会社である。
- ・ FZEは、JAFZ内に営業所を有していなければならない。
- ・ FZEは、1人以上の取締役と1人の秘書役を置かなければならない。当該秘書役と1人以上の取締役は、ドバイ首長国に居住していなければならない。
- ・ FZEの最低資本金は、100万UAEディルハムである。種類株式の発行は認められておらず、各株式の額面金額は100万UAEディルハムでなければならない。

フリーゾーン・カンパニー（「FZCO」）

FZCOの主な特徴は、以下のとおりである。

- ・ FZCOの株主数は、2人以上5人以下である。
- ・ FZCOは、有限責任の非公開会社である。
- ・ FZCOは、JAFZ内に営業所を有していなければならない。
- ・ FZCOは、2人以上の取締役と1人の会社秘書役を置かなければならない。当該秘書役と2人以上の取締役は、ドバイ首長国に居住していなければならない。

- ・ FZCOの最低資本要件は、50万UAEディルハムである。種類株式の発行は認められておらず、各株式の額面金額は10万UAE ディルハムでなければならない。

JAFZのオフショア会社 (JOC)

JAFZでは2003年より、オフショア会社を設立できるようになった。JAFZのオフショア会社は、英領バージン諸島（「BVI」）やマン島など他の法域で設立されたオフショア会社と同様の特徴を有する。

JOCの会社制度は、JAFZに設立されるFZCOに適用される制度に類似するが、さらに以下をはじめとするメリットがある。

- ・ JOCには、JAFZまたはドバイにおける登録代理人が必要とされているものの、FZCOやFZEとは異なり、JAFZ内に物理的な営業所を設置する必要はない。
- ・ JOCは、ドバイに居住する業務執行者の任用を義務付けられていない。
- ・ 最低資本要件はない。

JOCのその他の主な特徴は、以下のとおりである。

- ・ JOCは、投資会社、持株会社、および不動産保有会社として利用できるほか、現地法人やフリーゾーン内の会社に対する更なる投資、および国際貿易のために利用することができる。
- ・ JOCは、有限責任会社である。
- ・ 種類株式の発行は、認められていない。

JOCは、以下の活動を行うことを認められている。

- ・ 法律顧問、弁護士、会計士および監査人と接触すること。
- ・ UAEに銀行口座を保有すること。
- ・ フリーゾーン内の新規／既存の事業体またはオンショアの有限責任会社の株主となること。
- ・ UAE内で株主総会や取締役会を開催すること。
- ・ 国際貿易を行うこと。

JOCは、以下の活動を行うことを認められていない。

- ・ UAEに居住する者と取引を行うこと。
- ・ 銀行業務を行うこと。
- ・ 保険／再保険会社、保険代理店または保険仲立人としての事業を行うこと。

近時の利用の高まり

最近になって、JOCを利用する例が増えているが、その一因となっているのが2011年1月1日付の、オフショアの会社がドバイの不動産に関する権利を取得する際に適用される規制に修正を加えた、ドバイ土地局（Lands Department）による決定である。

この土地局の決定により、土地局にて不動産に関する権利を登記できるオフショアの会社は、JOCに限定されてしまった。JAFZでの登記に関する要件は、オフショアの会社でも土地局にて登記することを条件としてドバイの指定区域内で不動産に関する権利を所有することができるとする、既存の法規制に追加的に課されるものである。これを受けて、2011年1月1日以降はJAFZ外のオフショアの会社がドバイで不動産に関する権利を登記しようとしても、これは認められず、結果としてそのような権利をJAFZ外のオフショアの会社に移転または譲渡する旨の契約は、すべて無効となる。ただし、別のオフショアの会社（BVIの会社など）にJOCの株式を所有させることもできるため、ドバイにおける不動産に関する権利を売買する取引のストラクチャリングにおいて、ある程度の柔軟性を持たせる余地は残されている。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai）